

指導行政のポイント

“国歌斉唱通達”違憲判決

菱村 幸彦

9月21日、東京地裁で、入学式・卒業式における国歌斉唱を義務づけた都教育長通達と校長の職務命令を違法とする判決が言い渡された。

一審判決に惑わされてはならない

この判決に関する法的問題については、『内外教育』（時事通信社）の「教育法規あらかると」欄（9月29日号）に書いたもので、ここでは視点を変えて取り上げてみよう。

今回の判決に対するマスコミの扱いは大きかった。朝日新聞などは、一面トップと社会面のほとんどを費やして詳報し、社説では「『強制は違憲』の重み」と題して、判決を高く評価し、天声人語欄でも都に「判決の趣旨をくみとる」ことを求めるなど、まさに天下の大事が起きたような報道ぶりである。

しかし、一審段階の判決がそれほど重みのあるものか。地裁段階ではときどき「変な判決」というか、「特異な判決」が出ることはよく知られている。

今回の判決のニュースを聞いたとき、私は36年前の暑い夏の日を思い出した。それは、1970年7月17日、東京地裁で家永裁判の「杉本判決」が出た日である。これもきわめて特異な判決であった。

杉本判決は、文部省の教科書検定処分を違憲・違法とする内容であったことから、マスコミは大々的に報じた。とくに朝日新聞は、まさに熱狂的な報道ぶりであった。その後、東京高裁で杉本判決は否定され、最終的に最高裁でも否認されて、今では、この特異な判決を口にする人はほとんどいない。

杉本判決ほどではないが、今回も似たような状況である。マスコミは大きく取り上げても、一審判決で大騒ぎすることはない。戦後、多くの教育裁判が起きているが、一審段階の判決は、揺れることが少なくない。揺れる判決に影響されて、教育現場が混乱することがあってはならない。

今回の判決について、読売新聞の社説（9月22

日付）は、「認識も論理もおかしな地裁判決」と論評している。確かに今回の判決は、認識も論理も疑問の多い判決である。

「論理」の疑問点については「教育法規あらかると」をご覧ください。そして、「認識」については、例えば、こんな疑問をもつ。

判決の「認識」のおかしさ

まず、判決は、日の丸・君が代が「皇国思想や軍国主義思想の精神的支柱」として用いられてきたことを理由に、国旗・国歌の拒否も許容すべきだという。この思考法は、左翼イデオロギーの主張と同じではないのか。

また、判決は、国旗掲揚や国歌斉唱に反対する主義・主張をもつ教員の思想・良心の自由を尊重すべきだという。もちろん、教員がどのような思想をもつことも自由である。

しかし、入学式・卒業式において教員が国歌斉唱時に起立・斉唱を拒否する行為は、公教育を担う公務員が法令（指導要領）に定める義務（国旗・国歌の指導）を拒否することにほかならない。範となるべき教員のそうした行為が、生徒にどのような影響を与えるかは明白ではないか。

さらに、判決は、教育長通達で、校長の裁量の余地を認めず、起立・斉唱・ピアノ伴奏等について詳細な指示を行ったことは、教育基本法10条の「不当な支配」にあたるという。

しかし、東京都教委が入学式・卒業式の国歌斉唱について詳細に指示する通達を出した背景には、そうせざるを得なかった都立高校の状況があることを看過してはならない。裁判所は、どこまでその状況を認識しているのか。

ともあれ、疑問の多い判決である。いずれ上級審で是正されることとなる。

（ひしむら・ゆきひこ = (財)学習ソフトウェア情報研究所 理事長）

●最新刊！●好評発売中！

菱村 幸彦【編】

A5判 220頁・定価 2415円

教育開発研究所刊

『管理職演習 学校の法律問題—こんなとき管理職としてどうするか』

研修誌・図書の小社への直接のお申し込みは無料 FAX 0120-462-488 をご利用ください（24時間受付・即日発送）